

原『剪灯新話』の刊期

秋吉, 久紀夫
福岡女子大学 : 教授

<https://doi.org/10.15017/9784>

出版情報 : 中国文学論集. 7, pp.28-38, 1978-06-20. The Chinese Literature Association, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



原『剪燈新話』の刊期

秋吉久紀夫

—

明初の文人瞿佑の作と伝えられている『剪燈新話』四卷二十篇附録一卷「秋香亭記」の刊行時期について、従来つぎのような諸説がおこなわれて来た。

(1) 一九二二年十一月、塩谷温「剪燈新話解題」——『国訳漢文大成』文学部第十三巻、剪燈新話、余話、宣和遺事」、一九二二年一月、国民文庫刊行会再版、三頁。

(2) 一九二六年八月、田中貢太郎「剪燈新話」序言、新潮社刊、二頁。

(3) 一九五〇年四月、無名氏「瞿佑」——『世界文芸辞典』東洋篇』、東京堂刊、一九二頁。

(4) 一九七〇年十二月、内田道夫「牡丹燈籠——文言小説の系譜——」——『中国小説の世界』評論社刊、一七六頁。

(5) 一九七六年三月、近藤春雄「中国志怪・伝奇選」解説、武蔵野書院刊、一一七頁。

(6) 一九三三年、久保天随「剪燈新話に関する事ども」、『斯

文』創刊号。

(7) 一九六三年六月、吉川幸次郎「元明詩年表」——中国詩人選集二集第二巻『元明詩概説』、岩波書店刊、二四二頁。

(8) 一九七〇年十二月、佐藤昭、和田弘之、野口宗親外「中国小説年表」——『中国小説の世界』、評論社刊、三三八頁。

(9) 一九七四年一月、飯塚朗「剪燈新話」——『ブリタニカ国際大百科事典』・ティビエス・ブリタニカ刊、五七二頁。

つまり(1)から(5)までのA説、(6)のB説、(7)と(8)のC説、(9)のD説である。これを内容的にみるならば、

A説は、「剪燈新話」は、はじめ四十巻あって「剪燈録」といわれたものが散佚し、のちその一部四巻の写本を手に入れた胡子昂が瞿佑に請うて校正を経、永楽十八年に定本となったものであるとする。

すなわち「校定本剪燈新話」以前には、ただ「剪燈録」があったのみで、原「剪燈新話」は刊行されていないというのである。

この説は、現存する「剪燈新話序」の「余既編輯古今怪奇之事以為剪燈録凡四十巻矣」(周夷校本による)の部分と、「題剪燈録後絶

句四首」の注である「昔在郷里編輯剪燈錄前後統別四集自甲至癸分爲十卷」(慶應元年十一月、「剪燈新話」、林正五郎版行による)を根拠としている。

ところで、A説以外のB、C、Dの三説はいずれも、A説の原「剪燈新話」存在否定説に対して、存在肯定の立場にたつものである。ただし、B、C、Dそれぞれに刊行時期を異にする。すなわちB説は、「この校定と同じ永樂十八年(一九二〇)の閏正月、曾榮の書いた剪燈余話の序に「近時、錢塘の瞿氏、剪燈新話を著す」といひ、同年ではあるが、新話の校定に先だつて居る様に思はれるし、現に宗吉の書後には、十九年正月と署してある位、まして、全然没交渉なる遠隔の地に居る人の文中に見える以上、この名が校定以前に存在して居たことは、最早疑を挟むべき余地が無いといつても宜しかろう。」とおさえ、その刊行時期については明言を避けている。

C説は、その刊行時期を、一三九七年(洪武三十年)と記してある。

D説は、その刊行時期を、一三八一年(洪武十四年)頃、刊行されたものらしいと推定している。

C説の根拠は、「剪燈新話序」の次の文章である。

昔陳鴻作「長恨伝」并「東城老父伝」、時人称其史才、咸推許之、及觀牛僧孺之「幽怪録」、劉斧之「青瑣集」、則又述奇紀異、其事之有無不必論、而其制作之体、則亦工矣、郷友瞿宗吉氏著「剪燈新話」、無乃類是乎?宗吉之志確而勤、故其学也博、其才充而敏、故其文也贍、是編雖神官之流、而勸善懲惡、動存鑒戒、不可謂無補于世、矧夫造意之奇、措詞之妙、粲然自成一家言、読之使之喜而手舞足蹈、悲而掩卷墮淚者、盖亦有之、自非好古博雅、工于文而審于事、曷能臻此哉!至于「秋香亭記」之作、則猶元稹之「鶯鶯伝」也

余将質之宗吉、不知果然否?洪武三十年夏四月錢塘凌雲翰序(一九五七年六月、周夷校注「剪燈新話外二種」、古典文学出版社による)

D説は、この凌雲翰序の直後に掲載されている呉植の「剪燈新話」に拠る。

余觀宗吉先生「剪燈新話」、其詞則傳奇之流、其意則子氏之寓言也、宗吉家学淵源、博及群集、屢薦明經、母老不仕、得肆力于文学、余嘗接其論議、觀其著述、如開武庫、如遊宝坊、無非驚人^フ之奇、希世之珍、是編特武庫、宝坊中之一耳、然則觀是編者、于宗吉之学之博、尚有^フ也、洪武十四年秋八月呉植書于錢塘邑庠進德齋(周夷校注本による)

しかし、D説は、前記C説の根拠となっている凌雲翰の序文に明記してある「洪武三十年」によつて、それが「剪燈新話引」(慶長刊本による)であるとしながらも、「二二八一年(洪武十四年)頃、「剪燈新話」と題して刊行されたものらしい。」と推定せざるを得ないのである。

このように「剪燈新話」の刊行時期は、不明確のままである。それをこの論で解明したい。

二

まず解明の糸口として、凌雲翰という人物について考えてみたい。瞿佑は「重校剪燈新話後序」のなかで、

少日讀書之暇、性喜著述、螢窓雪案、手筆不輟、每為郷丈柘軒凌公、所稱許、(前述慶安刊本による。周夷校注本に所掲されていないためである。)

とその交友を述懐している。一四二一年(永樂十九年)一月の夜、河北の保安城(現在の涿鹿)の周王府学に謫居されていた七十五才の時

である。郷丈とは郷里の長老という意味であり、柘軒とは凌雲翰の号である。

(1) 『明詩紀事』の凌雲翰の項は次のように記載されている。

雲翰字彦狎。錢塘人。元末學浙江鄉試。除平江路學正。不赴。洪武初。以薦授成都教授。有柘軒集四卷。（清、陳田編、光緒己亥三年（一八九九）、民國五十七年六月、台灣商務印書館股份有限公司刊、五二九頁）

(2) 『杭州府志』の卷一百四十四、文苑一には左のように記載されている。（清、魏嘉爾、吳辰垞、王棻纂修、光緒戊戌二十四年（一八九八）刊、九州大學文學部蔵）

凌雲翰。字彦狎。仁和人。博通經史。工詞章。元至正十九年舉人。除學正不赴。作霜天曉角梅詞百首。柳梢青柳詞百首。號梅柳爭春詞。音調俱美。洪武初學杭州府學訓導。升成都教授。（浙江通志）

また卷九十、藝文五には、

成都教授。錢塘凌雲翰。彦狎撰。文淵閣著錄「柘軒集四卷」と、卷九十一、藝文五の項には、

明。錢塘雲狎撰「柘軒詞」と記されている。

(3) 『明詩綜』（清、朱彝尊（一六二九—一七〇九）） 卷十四に、凌雲翰の項がある。

雲翰。字彦狎。錢塘人。元末蘭亭書院山長。洪武初。以薦授四川成都教授。有柘軒集。（民國五十九年八月、世界書局再版）

(4) 『列朝詩集小伝』（清、錢謙益（一五八二—一六六四）） 著、順治辛丑十八年（一六六二）には、凌教授雲翰として、左のとおりである。

雲翰字彦狎。仁和人。至正九年鄉薦。除平江路學正。不赴。洪武初。除成都府學教授。以乏貢舉。謫南荒。卒。婦葬西湖。瞿宗吉作詩送之。云：「一去西川隔夜臺。忍看白壁瘞蒼苔。酒朋詩友凋零尽。

只有存齋冒雨來。」彦狎於宗吉為大父之行、彦狎作梅詞「霜天曉角」柳詞「柳梢青」各一百首。號「梅柳爭春」。宗吉一日盡和之。彦狎驚嘆。呼為小友。宗吉以此知名。（世界書局、民國五十四年四月再版上冊一九〇頁）

(5) 『西湖遊覽志餘』（明、田汝成（嘉靖一五二〇）進士） 著

凌彦狎雲翰。仁和人。博通經史。領至正十九年鄉薦。除平江路學正。不赴。作梅詞「霜天曉角」一百首。柳詞「柳梢青」一百首。號梅柳爭春。韻調俱美。洪武初。舉杭州府學訓導。陞成都府教授。卒。所著有「柘軒集」……（中略）在任。以乏貢舉。謫南荒。卒。婦骨西湖。瞿宗吉作詩送之云：「一去西川隔夜臺。恐看白壁瘞蒼苔。酒朋詩友彫零盡。只有存齋冒雨來。」（世界書局、民國五十二年五月版、二二四頁）

以上の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)に記載の凌雲翰の伝記をとおして眺めると、殆ど一線上に溯って符合している。ただし(4)の『列朝詩集小伝』の「至正九年」は、あきらかに「至正十九年」の誤記である。さらに(3)の『明詩綜』の「元末蘭亭書院山長」は、他の伝記にはない個所である。

ところで、当の瞿佑、宗吉が、保安に謫居中の一四二五年（洪應乙巳元年）中秋の著作である「歸田詩話」を繙くと、「鍾馗図」に左のような記事がみられる。

「郷丈凌彦狎、名は雲翰、柘軒と号す。至正の間、周易経を以て、（瞿）士衡叔祖と同じく、浙省の郷榜に登り、平江路學正を授けられしも赴かず。才高くして學博く、郷党に推さる。一日、叔祖を來り訪へど不在なり。石湖の田園雜興詩に和するところの一帙を以て、舍下に留寄すること數日、予、尽く之に和す。見るに及んで

大いに驚喜し、為に序文を前に作り、これに因って、遂に刮目して相視し、且つ叔祖の尽く知る能はざるを歎ぜり。繼いで、梅詞霜天曉角一百首、柳詞柳梢青一百首を以て、梅柳争春と号せしものを、予に屬して之に和せしむ。予、亦韻に依りて和の就るや、大いに賞拔を加へらる。予、先生を視ること、猶ほ大父おおじ之行のごとし。而して先生齒徳を以て自ら居らず、過あやまつて小友を以て待せられ、毎に諸長上の前に於て、之を稱して口を容れさせず、後進の人あるを喜ぶなり。洪武庚申一三三〇冬、人の為に鍾馗図に題して云ふ。

朔風吹沙目欲眯

官柳揺黄梅綻葉

終南進士倔然起

帶束藍袍靴露趾

手掣硬黃書一紙

若曰上帝錫爾祉

蝸齏于思含老齒

頤指守門茶與壘

肯放妖狐揺九尾

一声爆竹人盡靡

明日春光萬餘里

と、数日ならずして、郷人の外郡に官する者の為に飛拳せらる。京に到りて四川の学官を授けらる。遂に詩讒をなせり。任に在れども、貢挙に乏しきを以て、南荒に謫せられ、以て卒す。西湖に掃骨するや、予、之が葬を送る。絶句あり云ふ、一たび西川に去るや夜台あやのうゑと隔りぬ。忍ひびくも看みき白壁の蒼あざき苔に埋めらるるを、酒の朋も詩の友も凋零し尽き、ただ存斎の雨を冒おかして来たる有るのみ、蓋し知己を感じしならん。」(『歸田詩話』無學むがく氏校刊「歴代詩話續編」による)

とすると、前にみた凌雲翰伝記の溯源は、この瞿佑の文章であったことが判明するのである。そしてさきに引用の「西湖遊覽志餘」の文の中で、わたしが中略としていた個所に、この「歸田詩話」の

「鍾馗図」の部分か、はめ絵のように入り、それは「明詩紀事」の伝記の後に接続する文とも、まったく合致するものである。

だが、前述の諸伝記の所に、指摘していた他と異なる部分、すなわち「元末蘭亭書院山長」を記載する「明詩綜」には、この「鍾馗図」の詩は、「鍾馗画」と題されて、左のようになっている。

北風吹沙目欲眯

北風は沙を吹きて目みだれんとし、

官柳揺黄拂溪水

官柳は黄を揺がして溪水を払ふ。

終南進士倔然起

終南の進士倔然として起ち、

蝸齏于思含歛齒

蝸齏してここに思ひ欠けし齒を含む。

袍藍帶角形甚愧

袍は藍く帯は角、形甚だ愧にして、

烏帽裏頭轉露指

烏帽もて頭をつつみ、皮靴は指を露にす。

白澤在旁口且𠵽

白沢は旁にいて口まさに𠵽んとすれど、

馴擾不異麟之趾

馴擾なること麟之趾に異らず。

手持上帝書滿紙

手には上帝の書の紙に満てるを持ち、

若曰新歲錫爾祉

新歳にはなんじらに祉をあたへんといふがごとし。

一聲竹爆物盡靡

一声すれば竹爆はじけ物尽く靡きて、

明日春光萬餘里

明日は春光万余里ならん。

両者を比較すると、後者の「明詩綜」の詩の方が、その構成において、その内容描写の進展に関して、格段の優位を示しているのは歴然としている。瞿佑の「歸田詩話」は、保安論居中に、そらんじていたのを想起しながら書き付けたものである。それに対して、「明詩綜」の詩は、その引用した資料に確実さが感じられるものである。

このより確実さを所有する「明詩綜」の凌雲翰の伝記の次に、細

字で記されている文章がある。

瞿宗吉云、先生、兼工諸作、不以一善成名、陳光世云、柘軒詩、諸体悉備、莊敬而不褻、和寒而不淫、雖無刻苦麗密之工、而平易典則、發乎情之自然、有足觀者、詩話、柘軒、學於陳衆仲、故其詩華而不靡、馳騁而不離乎軌、五言如陪祭作、七言如鬼獵圖、才情奔放、不可羈約、直可摹都離之旗、摩青丘之壘、集中、與張行中論詩云、艱深文淺近臭腐化、神奇每到真成趣、由來不費辭、其自得之深矣、

この文の後半部の「詩話……青丘之壘」までは、「明詩紀事」に、「四庫總目、朱彝尊靜志居詩話……」と、凌雲翰の伝記に付けられている細字の個所と同一である。

先日たまたま、東洋文庫で所蔵の「武林往哲遺著」を調べていたところ、丙申九月泉唐丁氏重撫印のある「欽定四庫全書、柘軒集四卷」を発見した。「四庫全書」の完成が、一七八二年（清、乾隆壬寅四七年）であるから、丙申は、それ以前の乾隆四十一年、一七七六年のはずである。

そこで、いま、みつけ出した「欽定四庫全書、柘軒集四卷」をひらくと、

A、明凌雲翰撰、雲翰字彥紳、錢塘人、元至正十九年、舉浙江鄉試、除平江路學正、不赴、洪武辛酉、以薦授四川成都教授、坐貢率乏人、謫南荒、以卒、事見歸田詩話、瞿宗吉與之最契、語必不誣、或以為卒於官者誤也、所作詩文雜著、藏棄於家、至永樂中、其孫始編為四卷、朱彝尊靜志居詩話稱、雲翰學於陳衆仲、故其詩華而不為靡、馳騁而不離乎軌、今案集、有宣德中王羽序、云、莆田陳衆仲、提舉浙江路儒學政、以文鳴於東南、程以文聲譽、與之伯仲、柘

軒汎掃程門、獲承指授、其里人夏節、作雲翰行述、亦云、早遊黟南程以文之門、是雲翰所師事者、乃程以文、而非陳旅、諸家所記甚明、彝尊之言、未知何拠、至謂其五言如陪祭作、七言如鬼獵圖、才情奔放、不可羈約、直可摹都離之旗、摩青丘之壘、則評品頗當、於雲翰非溢量也、

という序があり、ついで、瞿佑の次のような序文が存在している。瞿佑の未発見文章であるので、全文を掲げる。

B、杭郡為宋故都、前元盛時、衣冠文物有宋遺風、予生也、晚前輩諸公、恨不及識之、惟柘軒凌先生、與予衡齋叔祖、為同年友、至正間、予侍叔祖於家塾、先生來過、見予所作課業亟、加譽焉、予視先生為尊行、而先生待以忘、年交每以所求正先生、不吝於教、誘掖獎勵之功居多、自與先生別五十年矣、宣德初、自山後召還北京、先生曾孫邇來見、求為尊德堂製記、蓋先生在日所著前代典籍甚富、邇父敬、輿收藏無遺、於所居作堂、崇奉之、可謂知所尊者矣、今予告老賜歸、則先生所作若文若詩、及諸雜著、悉彙次成集矣、邇以予受知先生、慮傳寫有所舛訛、乞為校正、且俾為之序、予不敢辭、因記先生存日所同遊者、若大章徐公、仲誼朱公、光弼張公、景行莫公、景元常公、復初楊公等、或以古文、或以詞章、或以經學、擅名、惟先生兼工諸作、而又博學多聞、自經史及諸子百家、以至稗官小說、靡不觀覽、搜其秘而窮其奧、探其華而撫其實、故其見於制作、諸體咸備、不以一善成名、豈區區淺學、所能窺其涯涘哉、矧又有賢孫、曾能寶惜而珍藏之、以貽後世、知吾郡之有名儒之若是也、豈非盛德之所致歟、而如予者、亦得以姓名附於卷首、又何其幸之至歟、宣德五年、歲在庚戌夏四月朔旦、前國子助教兼修國史奉議大夫周府右長史郡人後學瞿佑序、

この瞿佑の序文によって、かれ瞿佑の伝記は一層明確になった。宣徳庚戌五年（四三〇）の四月一日は、かれの『樂全續集』（内閣文庫所蔵、明、正統甲子九年（一四四四）刊、江戸写本）の末尾の注、

宣徳五年三月初一日、自松庠登舟回杭、師生留別艤舟超果寺、初三日、始解纜趨程、初八日抵北関、初九日入城、至蕭橋旧居從弟宗傳家安歇、十九日過湖、詣南山祭先壘、四月十五日、余生昌以舟來取……

で、死の三年前の八十四歳の四月一日であって、松江訓導をしていた次男達のところから郷里錢塘に墓參のために帰ったときに当たる。その時、この『柘軒集』の序文を、凌雲翰の孫の敬（宗載）に請われて執筆したのである。前論文（『香梅齋』第三号、「明代初期の文人瞿佑考」、昭和五十二年十月、福岡女子大学国文学会）で、わたしの問題にしていた「内閣弁事」復職は、やはりこの文章によっても否定される。

さて「柘軒集」の序文は、さらに一編を附している。それは、
C、柘軒詩集、錢塘貢士凌公彦翀所作也、其詩諸體悉備、莊敬而不褻、和樂而不淫、雖無刻苦麗密之工、而平易典則、皆其發平情之自然、有足觀者、……（中略）詩総若干篇其孫宗載、集而成帙凡若干卷……（中略）翰林侍講兼修國史慈溪陳敬宗書、と綴られている。

以上の乾隆丙申「柘軒集」序文A、B、Cには、「明詩紀事」所掲の「静居士詩話」のすべての部分（序文A・B・C）と、「明詩綜」所掲の「静居士詩話」の全部分（序文A・B・C）と、「瞿宗吉云」の全部分（序文B・C）と、それに「陳光世（陳敬宗）云」の全文（序文C）とが、所在していたが、その詩集のなかに集録されていると指摘されている「明詩綜」細字部分の末尾にある「集中與張行中論詩云……」の箇所は、この「柘軒集」からは見出しえない。まして序文

Aで、傑作とたたえている「五言如陪祭作、七言如鬼窟凶」は、もとより存在しない。却って「鍾馗画」がそうであったように、「明詩綜」二十首のなかに、「奉和許彦章檢校陪祭有作三十韻」、「鬼窟圖」が集録されている。その他「明詩紀事」所収の九首にも、乾隆丙申「柘軒集」には、あるのは、三篇にすぎない。「西湖遊覽志餘」にても同様である。

このように考察して来ると、たしかに乾隆丙申「柘軒集」以前に、別本である「柘軒集四卷」が存在していたこととなる。それは甫田や、朱彝尊や、田汝成等が利用した書であり、丙申本よりものはるかに部厚な体裁を擁していて、凌雲翰の珠玉が、綾のなかに燦然と輝いていた内容を有する詩集であったはずである。そしてそれは、凌の没後、孫の凌敬（宗載）曾孫凌運らの手で、永楽年間（一四〇三～一四一四）に四巻にまとめられ、陳敬宗の序文を附せられ、宣徳五年（一四三〇）の瞿佑の序文と、同じく宣徳年間の王羽の序文（序文Aの中）を附して上梓された「柘軒集」四巻と、恐らく同一のものであったと考えてさしつかえあるまい。

三

さきに瞿佑は、自著の「歸田詩話」中の一篇「鍾馗圖」で、凌雲翰がある日、叔祖である瞿士衡を訪ねて来たが、かれが不在のために、石湖の「田園雜興詩」に和した詩集を、留めていったが、数日のうちに、自分は全部の詩に和した終ったので、かれは非常に驚いたと記録していたが、ここでいっている石湖とは、宋代の范成大で、田汝成の「西湖遊覽志餘」の第十三巻に、

森木巷、西通石湖橋、宋時范成大所居、號石湖、故名。（世界書局

本、一八三頁）とみえていて、宋代に錢塘（杭州）城内、棗木巷に別荘をもっていた人物（『宋史』卷三八六）である。凌雲翰がかれの「田園雜興詩」に和した詩に、瞿佑が数日にして誦和したという時期は、明の洪武戊申元年（一三六八）、かれ二十二歳の年であったと推察される。というのは、凌雲翰の乾隆丙申「柘軒集」に、「次韻范石湖田園雜興詩六十首」が収録されているからである。その詩に雲翰は次のような注をしている。

「予、素より田園の趣を有せり。范石湖の雜興詩を観るごとに、
尽くこれに和せんと欲せしも、いまだあたはざるなり。丁未の歲に、苕溪の梅林村に隱居して、感、時のために并あはさり、事、景によりて集へり。中に動くこと無き能はず、ここに於いて、石湖の詩韻を取りて、尽くこれに和し、もってこれを童子に授けり。山歌野曲の意を寓するに庶ちかし。覽る者、かならずもって予が志の存するところを知るあらん。俗を避くる翁識す。」

それに「春日十二首」、「晚春十二首」、「夏日十二首」、「秋日十二首」、「冬日十二首」、計六十首を収めている。それぞれの詩をここに紹介する暇はないが、妙趣に富む格調を包含している。瞿佑が「歸田詩話」の「鍾馗圖」でいった「為作序文於前」の項は、さきの文の「以授諸童子」を指していることはまちがいない。凌雲翰はこの六十首の詩を作って、さっそく錢塘城内に住んでいた友人瞿士衡に持参して、瞿佑と出会ったのである。ただし童子の表現はいささか誇張しすぎる。やはりかれらの邂逅は、瞿佑が楊維禎に「千里駒」だと才を賞せられた二十歳ごろ（前出拙論文）で、その直後の洪武戊申元年（一三六八）と考えられる。これを契機として兩人の年令を論えた交友は連続するのである。【明詩綜】に、凌雲翰の

「包山翫月次瞿宗吉韻」が収録されている。包山は江蘇省吳興の太湖に浮ぶ洞庭西山であつて、二人はともにこの詩にあらわれているような遊行をも、絶えず重ねていたとみえる。

乾隆丙申「柘軒集」で、詩作年次の判明している作品は、他に「盡井序」、洪武丁巳（十年）秋八月（一三七七）、「戊午元夕遇兩次莫行韻」、洪武十一年（一三七八）、「戊午七月六日書事」（同）、「謁仇山村墓追和張仲舉詩韻并序」、洪武戊午三月二日（同）などであつて、洪武十一年以後の年次明記の作品は、見当らない。

四

いま凌雲翰の現存詩集である乾隆丙申「柘軒集」四巻で、年次明記の作品は、洪武戊午十一年（一三七八）までであるといつたが、この年の清明の三月二日、凌雲翰は弟彦翔、外弟陳彦とともに、栖霞の先祖の墓に詣で、近くの仇山村の墓にもぬかずき、故人を愛惜した。山村は号で、仇仁近、遠のことである。かれは郷里錢塘の生んだ元初の詩人、かつ溧陽州儒学教授で、杭州府学の郷賢祠にも、吾邱衍、楊載（仲宏、かれの妻は瞿佑の祖姑にあたる。「歸田詩話」宗陽翫月日）らと共に、祀られている人である。（『西湖遊覽志餘』第十二巻「才情雅教」、第十五巻「南山分脈城内勝蹟」）

またこの年の七月六日、凌雲翰は、「炎天赤日」に、「乗ずべき興もなく」、徒步にて王子猷や、杜少陵を思い浮べながら、儒墨の人々と談話しようと尋ねあるいていた。

まさにこの洪武戊午十一年（一三七八）の六月朔日、錢塘、吳山の大隱堂で、三十二歳の瞿佑、宗吉が、原「剪燈新話」を編輯し終つて、その自序を書き終えたところであつた。

洪武十一年歲次戊午六月朔日山陽瞿佑書于吳山大隱堂（内閣文庫蔵
明・嘉靖甲子四三年（一五六四）、朝鮮刊「剪燈新話句解」）と。

この原「剪燈新話」を、「剪燈錄」から選抜して編輯し終えた瞿佑は（この点の詳細については後で論ずる予定）、さっそく正式に版本にて刊行しようと思ひ立ち、洪武辛酉十四年（一三八一）秋八月に、当時錢塘吳學進徳齋で、訓導をしていた吳植に「剪燈新話引」を頼み込んだ。「引」とは、文体として、はしがき、はじめのことばという意味である。吳植の伝記について調べてみると、

植字子立、嚴州人、以處士徵、授藤州知州。

（「明詩綜」「明詩紀事」）

植・字子立、嚴州人、以處士徵、授藤州知州、別自號白玉壺、善草書。
（「列朝詩集小傳」）

とあるのみで、錢塘吳學訓導の在任はでていない。しかしこの「剪燈新話引」の「洪武十四年秋八月吳植書于錢塘邑庠進徳齋」の文は否定し去ることは不可能である。なぜなら「引」に対する「跋」文が、現存しているためである。それは前出の朝鮮刊本「剪燈新話句解」（内閣文庫所蔵）だけにしかみえないものである。いままで、「剪燈新話」の序文、後序などの引用について、わたしはその基づく資料を、ばらばらに使用して来たと感じられるかも知れないが、実のところ、それぞれの版本によって、所掲の有無が異っているからである。改めて整理してみると、

① 一九五七年六月、周夷校注「剪燈新話外二種」、上海古典文學出版社刊本。

② 一九七四年十一月、「剪燈新話等九種」、台灣世界書局刊本。

③ 一九一七年（宇呂仲夏、董康「剪燈新話四卷」、誦芬室叢刻本）。

④ 日本慶長活字本、「剪燈新話句解」、（内閣文庫蔵）

⑤ 日本慶安和刻本、「剪燈新話」、秋吉蔵。

⑥ 嘉靖甲子四三年（一五六四）、朝鮮刊本「剪燈新話句解」（内閣文庫蔵）

の以上六種類がある。序、後序などの有無を示すと次のとおりである。

ア、「剪燈新話引」の「引」の字を記してなく、「跋」及び「後紀」「後序」等一切がないもの。①、②、③。

イ、「剪燈新話引」の「引」の字は、記してあるが、「跋」及び「後紀」「後序」等一切がないもの。④。

ウ、「剪燈新話引」の「引」の字は、記してあるものの、「跋」はない。また「剪燈新話巻後紀」が「紀剪燈新話巻後」となり、「秋香亭記跋」は「跋秋香亭記」、「剪燈新話巻後志」はそのま

ま、「重校剪燈新話後序」も変らない。「題剪燈錄後絶句四首」も改めなくて所掲しているが、「剪燈新話句解跋」と「題註解剪燈新話後」のないもの。⑤。

エ、以上あげたすべての文章を具有しているもの。⑥。

つまり①、②の底本は③であり、③の底本は④であったがための誤刻であったのである。

ところで、このように判明した結果、さきの「剪燈新話跋」をあげてみよう。むろん「跋」とは、奥書で、書物の末尾にする文章の体である。資料として原文のまま写す。

剪燈新話跋

余幼時、觀洪邁夷堅志、嘗怪其好奇之甚、然獨百事有於昔於今、乃不目之耶、故置之、不復詳覽、非特自矜於己、又恐見誣於人、及考邁在南宋時爲內翰、春秋之筆、寓於德暴、間將使後世之善心者、感發之、而惡志者懲創之、蓋少補於教化之方云、余同門友瞿宗吉、輯其聞見之實、書於簡編、則不拘、拘於德暴而誣、見說蓋亦自負董狐之才、將以擴著述之志云尔、今宗吉字富才充、余何企及哉、第因不鄙出以見示、故敢書于卷端、洪武辛酉重陽前一日、嚴陵金冕於唐昌邑庠之由義西齋寫、(朝鮮刊本「剪燈新話句解」林信勝、壬寅(慶長七年、一六〇二)冬十月手校、内閣文庫藏)

唐昌とは四川省崇寧県であり、洪武辛酉重陽前一日とは、洪武十四年(一三八〇)九月八日のことである。金冕は、瞿佑にとつては、「余同門友瞿宗吉」といつているからには、同じ師について学んだもの、あいでしという意味である。

金冕の「剪燈新話跋」の存在と、この「跋」によって、「引」と「跋」の両者が揃い、これで一冊の書物の刊行は、まちがひなく執行される訳である。

つまり原「剪燈新話」刊行の条件は、満された。それは洪武辛酉十四年(一三八〇)の原「剪燈新話」の刊行を、明確に決定することでもある。だが、ここで問題になるのは、C説の主張する原「剪燈新話」刊行時期を、一三九七年とする洪武三十年である。

この根拠は凌雲翰の「剪燈新話序」に、明記されている洪武三十年という年次であった。さきあげた凌雲翰の「剪燈新話序」の文章は、周夷の校注本であった。この版本が、董康の「誦芬室叢刻本」を底本にし、董本は「慶長活字本」を底本としていることは、すでに述べたとおりである。いまそれらの底本とはなっていない

「朝鮮刊本」のその個所を調べてみたところ、まがいもなく、左のように判然と記載されている。

「洪武十三年夏四月錢塘凌雲翰序」と。

洪武三十年の「三十」が「十三」と逆さになって並んでいるのである。この根拠は一瞬にして溶解してしまつたといつていい。読みちがいという誤りを冒したのであつた。それでもかきりに、読みちがいはしていなかつたとしても、いまままで論述して来た途中で、それぞれ判明した次の諸点、すなわち、

(1) 瞿佑が「歸田詩話」の「鍾道圃」で記していた洪武十三年冬以後の凌雲翰の錢塘(杭州)不在。

(2) 乾隆丙申「柘軒集」所掲の瞿佑序にある「自與先生別五十年矣」の個所。宣德五年(一四三〇)からさかのぼること五十年とは、数えてみると、ちがひなく洪武十三年(一三八〇)に合致する。

(3) 乾隆丙申「柘軒集」所収の作品のなかで、詩作年次のあきらかなものを調査しておいたが、それには、洪武十一年(一三七八)以後の作は、見出せなかつた。

などを願つてみて照合してみた場合にも、洪武三十年(一三九七)刊行説は、その拠りどころを消失してしまふのである。

また、永楽十八年の「校定本剪燈新話」以前には、ただ「剪燈録」があつたのみで、原「剪燈新話」は、刊行されていなかったと主張するA説は、かつて久保天隨氏のB説によって、否定されてはいるものの、あらたな否定の拠りどころといえる前述の洪武十三年明記の凌雲翰の「剪燈新話序」、洪武十四年明記の呉植の「剪燈新話引」、同じく洪武十四年の金冕の「剪燈新話跋」を提示すれば充分と考えられる。さらに附言すれば、久保天隨氏のいつておられる

ように、瞿佑の「題剪燈錄後絕句四首並びに注」は、いうまでもなく、かれが後日筆をつけ加えたものであるが、洪武十一年（二三七八）の自序である「剪燈新話序」も、そのはじめの一行は、後日の添加部分との疑いは、濃厚に感じられる。

五

さて洪武十一年（二三七八）六月一日、瞿佑は、錢塘の呉山大隱堂で、原「剪燈新話」の編輯を完成したが、その時かれは仁和県学の訓導として在任し、誠意齋で教授していた。仁和県学の誠意齋での教鞭は、「掃田詩話」の「芭蕉花」に「仁和誠意齋生陳瑤。為字動敏而性資老成。……」とある。

ちなみに、明、嘉靖二八年（一五四九）、沈朝宣編、アメリカ国会図書館撰旧北平図書館蔵、東洋文庫蔵「中国方志叢書」華中地方、第一七九号の「仁和県志」を、のぞいてみたところ、その巻五の学校の項の「本学沿革」に、

皇明洪武三年、令徐珪、復建乃闢射圃、置觀德亭、十一年教諭沈導、訓導卜筮、瞿佑、病其卑隘、知宋太学在前洋街者、入元改為西湖書院、元亡書院亦廢、而廟学尚存尊等、言于大府、改建仁和県学、……（第二冊三二六頁）

とあり、廟学やくしよの項に、

教諭廡舍、在明倫堂後、廡房三間、西廡一間、為司吏書辦之所。東西廡房各二間、後內室三間、以備燕居寢食、前廡之西築圃、扁曰藏春圃、稍北構亭、扁曰琢玉亭、亭之前鑿池。扁曰教思池、皆教諭李璧、為之正心齋、訓導廡舍、在號房西北、門樓一座、廡房三間、後房三間、披房三間、誠意齋廡舍、門樓一座、廡房三間、後房三

間、第二冊三三六頁

また仁和県学の職制の項では、

教諭一員、訓導二員、廡膳生員二十名、増廣生員二十名、附学生員不限數、司吏一名、齋夫六名、膳夫八名、庫子二名、斗級三名、門子六名、啓聖祠門子一名、俸糧教諭每月三石、訓導每月三石、廡膳每月一石、

とあり、県学の内容規模、成員、給与までもあからさまに記録されている。それが、たとい、嘉靖年間のものとはいえ、実状をはかることができる資料である。

「明史」の「志第五十一」の職官四を、ひもとくと、

儒学、府、教授一人、從九品、訓導四人、州、学生一人、訓導三人、県、教諭一人、訓導二人、教授、学正、教諭、掌教誨所屬生員、訓導佐之。凡生員廡膳、増廣、縣学四十人、州学三十人、県学二十人、附学生無定數、

と記してあった。まえの「嘉靖仁和県志」の記載は確かである。

「嘉靖仁和県志」の資料では、瞿佑が洪武十一年当時、仁和県学訓導として在任していたこととなる。呉植は洪武十四年に、錢塘県学進德齋に在職中であつた。そして凌雲翰は、「光緒杭州府志」（一八九八）および、その底本と見られる「西湖遊覽志餘」（明、田汝成著、嘉靖丙戌六年の進士）に、「仁和人、博通經史、領至正十九年（一三

五九）鄉薦、除平江路（蘇州）学正、不赴、……洪武初、举杭州府学訓導陞成都府教授、卒、」と書かれているのをもととして考えれば、かれが、成都府教授に「鍾馗画」が災いして就任したのが、遅くても洪武十四年（一三八八）だと仮定すると、それ以前は、洪武初から杭州府学訓導として在任中だということになる。

そこで『萬曆錢塘県志』（明、萬曆己酉三十七年、一六〇九、内閣文庫所蔵）を閲覧したところ、その公署二の項に、

杭州府儒学、在太平坊陵家橋。

仁和県儒学、在府学西、とあって、さらにさいわいなことに、

「錢塘県治図」が附されてあった。その地図によると、杭州（錢塘）城内は、城内を貫流する川を境界線に、仁和県と錢塘県に分かれているが、それには拘わらずに、杭州府庁が中央に位置し、その傍に杭州府学が建ち、府学の西方、西湖のほとりの湧金門の近くに、仁和県学が所在し、錢塘県学は、府学の東方、聖堂の前に所在している。というのは、杭州府学、仁和県学、錢塘県学の三学は、すべて杭州（錢塘）城内に、その所在があったのである。

とすると、洪武辛酉十四年（一三八一）時点、三十五歳の瞿佑、宗吉も、同じ杭州（錢塘）城内の仁和県学に、ひきつづき訓導として教鞭を執っていたと考えるのが、もっとも妥当といわざるを得なくなる。というわけで、かれは三年前の洪武十一年六月一日に、編輯を終えていた原「剪燈新話」を公刊すべく、もっとも身近で、大父行と尊敬する杭州府学訓導の凌雲翰に、前年の洪武十三年四月、序文をいただき、この年の八月、隣りの錢塘県学在職の呉植から、「剪燈新話引」をもらい、かつてのあいだで親友である唐昌県学の金冕に、依頼していた「剪燈新話跋」（九月八日執筆）が到着するのを待って、版木に刻させ、洪武十四年（一三八一）中に、原「剪燈新話」の公刊に踏み切ったとすることができる。（一九七八・二・二七）